

第2節 みどりの保全 - みどりは空気の清浄機 -

1. 緑地保全の現状

八王子は山地・丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の6割以上を占める市内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住意向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が17年度市政世論調査においてもトップを占め(58.4%)、市民のみどりに対する要望が強いことがあらわれています。

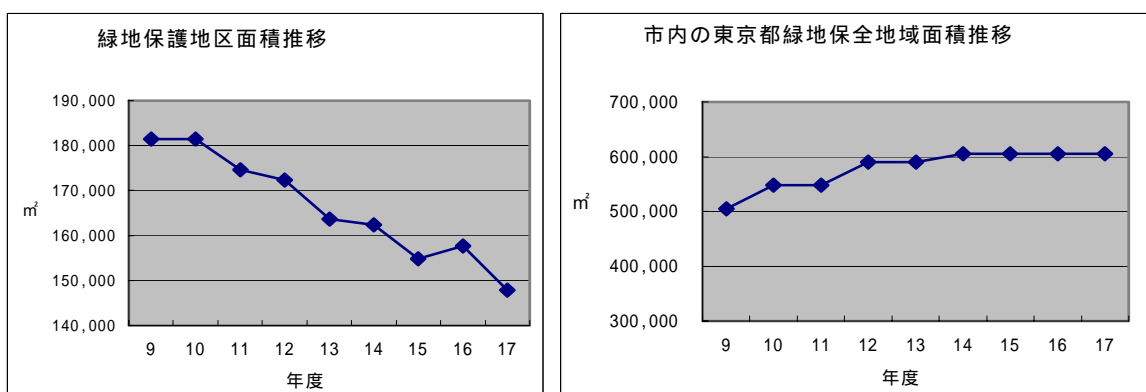
また、みどりは、市民生活にやすらぎやうおいを与えるだけでなく、地球温暖化の原因にもなっている二酸化炭素を吸収し、(年間1ヘクタールあたり約3.9トン)その環境浄化作用が大きな注目をあつめています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変され、昭和45(1970)年に61%を占めていた樹林地率が平成14(2002)年には、46.3%まで減少するなど、全体的にみどりの減少が進んでいます。とりわけ中心市街地では、緑被率が10%を切り、まとまったみどりが少なくなっています。そこで、みどりの環境的価値に着目し条例を制定、貴重な緑地を八王子市の緑地保護地区および斜面緑地保全区域、東京都の緑地保全地域に指定し、その保全を図っているところです。

2. 緑地保全の取り組み

(1) 緑地保護地区の指定

八王子市緑化条例に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を支援し、適正な管理を行うとともに、伐採などの行為については、届け出を義務付けています。平成18年3月31日現在、14ヶ所、指定面積147,801㎡となっています。



(2) 東京都の緑地保全地域の指定

東京都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していこうとしています。指定地域は、平成18年3月31日現在、11箇所、面積605,597㎡に及んでいます。

(3) 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、東京都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が東京都から受託し、実施しています。

年 度	15年度	16年度	17年度
間伐実施面積 (ha)	62.7	78.8	77.8

(4) 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに、災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など、多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、17年度から、生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
指定面積 (ha)	278.7	276.3	273.0	270.5	272.1

3. 市街地内みどりへの新たな施策

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民、事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定とこれに伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定しました。また、その施策の実現を図るため、「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金条例」を制定しました。

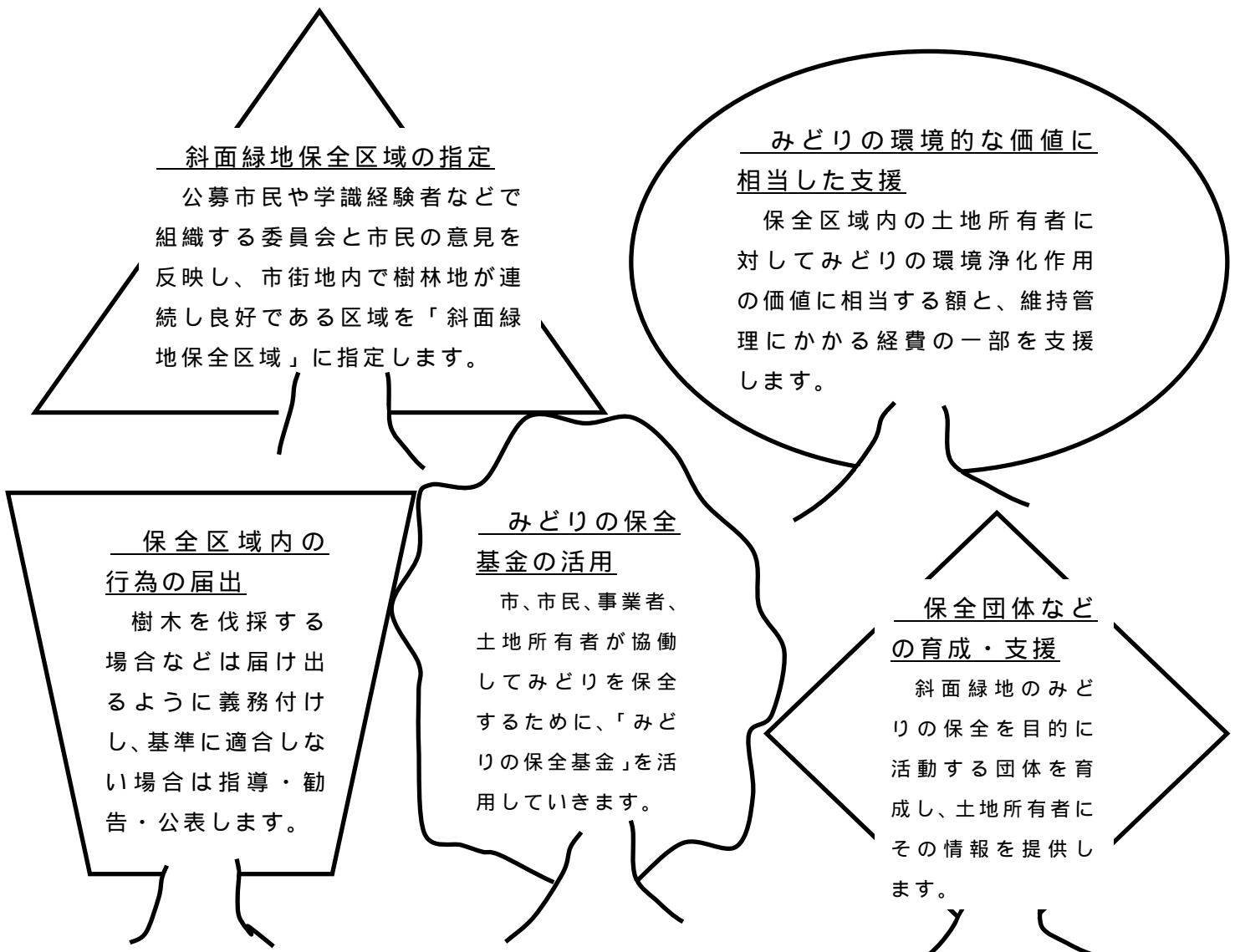
(1) 「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は、近年の宅地化などにより序々に減少しており、今までその保全に取り組んできましたが、法や都条

例等による十分な保全措置もないことから、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難な状況になっています。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけではなく、それと深いかわりを持つ動植物の生息地となっており、また、木々による環境浄化作用を通して健康保持にも大きな影響を及ぼしています。

そこで、この残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるような新たな仕組みづくりに取り組み、新しい条例である「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を平成17年3月28日に制定し、同年7月1日に施行しました。



この条例に基づき、平成18年2月20日に市内4ヶ所(ひよどり、根付、大谷、金比羅)、合計7.6haの斜面緑地保全区域を指定しました。

(2) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金」を制定しました。基金の財源としてごみ指定収集袋の収入を繰入れ、基金の充実を図っています。

4. みどりの保全のための緊急的措置

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」施行前に開発の危機などにさらされている緑地を保全するため、17年度に「八王子みどり市民債」を10億円発行し、市内に4ヶ所(28,386.53㎡)の緑地を緊急的な措置として、公有化を図りました。このほか、みどりの保全基金を充当し、大和田緑地(4,628.55㎡)の公有化を図りました。

「八王子みどり市民債」の概要

発行日	平成17年11月1日
発行額	10億円
発行条件	5年満期一括償還
金利	年0.73%
応募資格	八王子市内にお住まいの成人の方
応募金額	1口10万円～30口300万円
応募状況	

応募件数(人数)	応募金額	倍率
4,869件(人)	8,688,400,000円	8.69倍

「八王子みどり市民債」の発行により公有化した緑地

中野山王二丁目緑地	19,232.00㎡
山田緑地	733.72㎡
緑町緑地	5,873.01㎡
粟の須緑地	2,547.80㎡
合計	28,386.53㎡

5. みどりの創造

(1) 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御など、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置又は植栽柵への小花壇の設置など、可能な箇所への植樹に努めています。

市道の新設にあたっては、街路樹や低木の植栽をしていきます。

また、国や都に対しては、道路の新設や拡幅などの実施計画の段階において、道路の緑化を行うよう、積極的にはたらきかけています。

(2) 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。

17年度は、42件、延長約480mについて補助を行いました。年々申請が減る傾向にあります。

防災面からも既存塀の生け垣化を図るよう、また新築および増改築の際は生け垣をつくるよう、積極的に広報・啓発していきます。

沿道の緑化（生け垣）



(3) 花づくり事業



八王子駅北口のマルベリーブリッジ上に、市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開しています。

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん（マルベリー花づくり会）が中心となって実施しています。

17年度は、プランター21基と中央植栽帯の約20㎡の場所に、約3,000本の花苗を植え付け、行き交う人々を和ませています。

6. 今後の展開

緑地の保全については、斜面緑地保全委員会などの意見を聞きながら、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく斜面緑地保全区域の指定、土地所有者への支援及び維持管理のための保全団体の育成を開始するとともに、従来の緑地保護地区については斜面緑地保全区域に指定変更し、「みどりの保全基金」を活用しながら、貴重なみどりの保全に努めます。

市街地のみどりについては、道路の緑化をはじめ、生け垣設置の助成を積極的にPRしていきます。また、花づくり事業については、これまでの市民との協働事業をさらに充実させ、八王子の玄関としての「顔」に彩りを添えていきます。

7. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「みどり」の分野について、市の担当所管が総合評価したものを市内環境調整委員会が総括評価し、その評価を環境推進会議において相互評価しています。

評価の段階は下表のとおりとなります。

大きな成果をあげた
当初の目標を達成した
今後努力が必要

相互評価

<市の内部総括評価>

市街地内のみどりを保全するための新条例による斜面緑地保全区域の指定が順調に進んだことや、公園アドプト制度による市民と協働した公園管理及び里山活動が順調に進展していることは高く評価できる。

今後も、斜面緑地保全区域の指定拡大や公園アドプトの推進について、積極的に展開すべきである。

巨樹・名木などの保全については進展がないことから、今後は独自の保全方法なども視野に入れ、取り組む必要がある。

森林再生事業については、土地所有者の理解を得ながら、東京都と充分調整し取り組むこと。

<環境推進会議での相互評価>

市民自らがみどりを保全しようと、市の働きかけにより市民公募債や公園アドプトなどの制度に積極的に参加し、協働により取り組みが進んでいると思う。これらの取り組みが確実に定着するよう引き続き努力してほしい。

また、巨樹・名木の保全及び森林再生事業の推進については、積極的に取り組むこと。



小宮公園の雑木林



上恩方の田園風景